

平成25年度 第2回自然再生専門家会議

会議録

1. 日時 平成26年1月20日(月) 13:00～15:30

2. 場所 中央合同庁舎5号館22階 環境省第1会議室

3. 出席者

(委員長) 進士五十八

(委員) 池谷 奉文 大和田 紘一 近藤 健雄

鈴木 和夫 辻本 哲郎 広田 純一

吉田 正人 鷺谷 いづみ 和田恵次

(環境省)

亀澤 自然環境計画課課長

中澤 自然環境計画課課長補佐

山浦 自然環境計画課課長補佐

正野 自然環境計画課係長

(農林水産省)

畠沢 大臣官房環境政策課課長補佐

渡辺 大臣官房環境政策課事務官

(国土交通省)

池田 総合政策局環境政策課課長補佐

森久保 水管理・国土保全局河川環境課企画官

(文部科学省)

合田 生涯学習政策局社会教育課専門官

渡辺 生涯学習政策局社会教育課専門職

【環境省自然環境局自然環境計画課課長補佐(山浦)】

それでは予定の時刻となりましたので平成25年度第2回自然再生専門家会議を開催いたします。私は事務局を務めさせていただきます環境省自然環境局自然環境計画課の山浦と申します。どうぞ宜しくお願いいたします。まず開会にあたりまして、自然再生推進会議幹事会の議長でございます環境省自然環境局自然環境計画課長の亀澤よりご挨拶申し上げます。

【環境省自然環境局自然環境計画課課長(亀澤)】

本日はお忙しい中、今年度第二回目の自然再生専門家会議にお集まりいただきましてあ

りがとうございます。本日は主な議題として自然再生基本方針の見直しについて用意しております。昨年7月末にこの会議の場で、基本方針の見直し作業に着手することと、今年の10月頃を目処に新たな基本方針の見直しの閣議決定を行いたいということを申し上げ、大まかなスケジュールについてご説明申し上げました。その後、昨年10月に釧路での現地調査の機会を利用して、基本方針の見直しの方向性等の概要をご説明し、その場でも委員の先生方から幅広くアドバイスをいただいております。その他、各地の自然再生協議会をはじめ、現地で自然再生に関わっていらっしゃる方々にご意見を伺い、12月には5年前の見直しの時と同様、鷺谷先生が座長をされている学術会議の自然環境保全再生分科会で説明の機会をいただきました。これまでも様々な方々からのご意見やアドバイスをいただいておりますけれども、今回の会議ではそれらを踏まえた基本方針の案についてご説明をさせていただきますので、科学的・専門的な観点からさらにアドバイスをいただければと思っております。昨年7月の会議で吉田委員からご指摘をいただきました自然保護団体との意見交換会については2月の半ばに開催する予定にしております。これらを踏まえ今後とも幅広く各方面から意見を聞いて、現地の実態等も反映したより良い基本方針にしていきたいと思っておりますので、ご指導いただければと思っております。本日は限られた時間ではございますが、忌憚のない意見をいただければと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

【環境省自然環境局自然環境計画課課長補佐（山浦）】

続きまして本日ご出席の委員の方々をご紹介いたします。本日は10名の委員の方々にご出席いただいております。あいうえお順でご紹介いたします。

池谷委員でございます。

大和田委員でございます。

近藤委員でございます。

進士委員でございます。

鈴木委員でございます。

辻本委員でございます。

広田委員でございます。

吉田委員でございます。

鷺谷委員でございます。

和田委員でございます。

尚、中村委員、三浦委員は所用により欠席の連絡をいただいております。

次に自然再生推進法の主務省庁でございます3省と、文部科学省、この4省で自然再生推進会議の構成となっております。その4省から本日の出席者を紹介させていただきます。

まず先ほどご挨拶申し上げました環境省自然環境局自然環境計画課亀澤課長でございます。

同じく中澤課長補佐でございます。

私山浦でございます。

同じく正野係長でございます。

農林水産省大臣官房環境政策課畠沢課長補佐でございます。

同じく渡辺事務官でございます。

国土交通省総合政策局環境政策課池田課長補佐でございます。

本日塚山事務官は欠席です。

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課森久保企画専門官でございます。

文部科学省生涯学習政策局社会教育課合田専門官でございます。

同じく渡辺専門職でございます。

以上が関係省庁からの出席者でございます。

次にお手元にお配りいたしました本日の資料について確認をさせていただきます。クリップ止めしたものと参考資料がございます。クリップ止めを外し、表紙をめくっていただくと次に資料一覧、専門家会議出席者名簿、座席表、次に

資料 1 自然再生専門家会議開催について

資料 2 自然再生事業の推進に向けた取組状況

資料 3 自然再生基本方針の見直しのスケジュール案

資料 4 自然再生基本方針の見直しに関する論点整理案

資料 5 自然再生基本方針の見直し内容に対する関係者からの意見・アドバイス

資料 6 自然再生基本方針の見直し検討に基づく必要な措置案について

参考資料 自然再生基本方針新旧対象表

以上が本日お配りした資料です。資料に不備がございましたら事務局にお申し出ください。それでは専門家会議は進士委員が委員長に選任されていますので、進行は進士委員長をお願いしようと思います。宜しく願いいたします。

【進士委員長】

先生方、今日はお忙しい中お集まりいただき大変ありがとうございます。今日は 3 時半までという予定ですので、どうぞ審議にご協力いただければと思います。

沖縄の問題など環境問題は当分大変そうですね。前回、北海道での視察の時にかなり詳細に自然再生基本方針の見直しの説明がございましたので、その後、亀澤課長のご挨拶にありましたように、精力的にヒアリング等をしていただいているようです。今日のメインテーマはその見直しでございます。

その前に自然再生事業の推進に向けた取組状況について、大阪の八尾で新しい協議会ができていますから、こちらについて環境省からご紹介いただきます。

【環境省自然環境局自然環境計画課係長（正野）】

資料 1 は毎回添付している資料ですので説明は割愛させていただいて、お手元の資料 2 自然再生事業の推進に向けた取組状況をご用意ください。今回協議会について動きがございましたので説明させていただきます。資料をめくるといつもの日本地図がございまして、最後の 25 番目に追加しました高安自然再生協議会が先週立ち上がりました。今回こちらについての情報提供をさせていただきます。まず、再生内容は水辺及び里地里山の保全再生ということで、高安地域の水循環系を保全し、外来動植物対策や管理放棄が進む地域の適切な管理を通じて絶滅危惧種のニッポンバラタナゴを含む生物多様性の保全再生を進めていきます。対象地域は大阪府八尾市高安地域の約 8 平方キロメートル、自然再生事業の概要としては、実施計画は今後立てていく予定ですが、大まかなところでいうと 4 つございまして、1 つ目は高安山の水循環機能を健全化するための森林整備、里地里山の環境保全と再生、恩智川流域の水質調査と改善、自然環境学習と地域と都市の交流を進めていくという内容です。メンバーについては、まだ立ち上がったところでして今後さらに調整して追加していくとのことですが、NPO 法人ニッポンバラタナゴ高安研究会、環境アニメイテッドやお、高安地区のまちづくり協議会、森林インストラクター阪奈会、大阪経済法科大学、和歌山大学、三重大学、企業としてシャープ株式会社、庭樹園、そして環境省の近畿地方事務所及び八尾市となっております。今回大阪経済法科大学が事務局として取り纏めを行い、実施は NPO 法人ニッポンバラタナゴ高安研究会という体制で進めています。大阪経済法科大学は環境分野が主ではなく経済や法科に関する大学ですが、今後環境学習を精力的に進めていくという話を聞いております。これまでに環境学習の時間を増やし、実地の場としてこの地域を利用していくとのこと。

【進士委員長】

ここまでご質問やご意見はございますか。特にないようですのでメインの自然再生の見直しについての議題に進みましょう。

【環境省自然環境局自然環境計画課係長（正野）】

本日は、自然再生に係る施策を総合的に推進していくための方針であります「自然再生基本方針」の見直しについて、環境省、農水省、国交省、文科省で共に考えております内容について、代表して環境省から説明させていただきます。今回説明いたします基本方針は、先ほど亀澤からも説明がありましたとおり、昨年 10 月の釧路での会議における委員からの意見・アドバイスをはじめ、法定協議会及び法定外の自然再生実施者、日本学術会議等の意見・アドバイスを反映したものとなっております。

まずは、資料 4 に基づいて、前回の会議での説明のおさらいを含めて簡単にさせていただいた後、様々な方々からの意見・アドバイスを紹介し、それを受けて修正・強調した内容について説明させていただきます。資料 4 といたしまして、自然再生の見直しに関する

論点整理（案）A4 資料がございます。これは見直しに関してこれまでの現状を踏まえた論点を整理してございます。次に、資料 5 は、関係者からの意見・アドバイスを纏めたものです。次に、資料 6、これが必要な措置（案）A3 資料でございます。先ほどの論点整理の中身を具体的に示したペーパーでございます。この中で、前回の釧路での会議から追加・修正した箇所についてカラーで記してあります。

まずは自然再生基本方針の見直しスケジュールについて説明いたします。これまで、平成 25 年 10 月に釧路で行った自然再生専門家会議現地調査での会議をはじめ、平成 25 年 11 月には、自然再生協議会のヒアリング、同 12 月には法定外協議会のヒアリング、日本学会議との意見交換会を行い、いただいた意見・アドバイスを踏まえ反映したものを、今回、ご説明させていただきます。さらに、この会議の後、平成 26 年 2 月に自然保護団体等との意見交換会を開催したいと考えております。

続いて、今回の専門家会議と自然保護団体との意見交換会を踏まえたものを平成 26 年 5 月頃に再度自然再生専門家会議で先生方に確認していただき、7 月頃にパブリックコメント、それを受けて 8 月に最終の専門家会議でご説明し、9 月に各省局長級の会議である自然再生推進会議を開催した後、平成 26 年 10 月を目処に自然再生基本方針の見直しの閣議決定に持っていきたいと考えております。

次に、自然再生基本方針の見直しの必要性について説明させていただきます。おさらいですが、おつきあください。自然再生基本方針の見直しは、平成 20 年 10 月になされておりました、そこから 5 年が経過し、自然再生が調査計画の段階から本格的実施のステージに移行し、自然再生事業の工事が完了した地区も出てきております。このため、自然再生基本方針の見直しについて検討する必要があると考えております。

自然再生基本方針の見直しについて説明する前に簡単ではありますが、自然環境保全に係る制度を説明させていただきます。環境省の保全に関する施策の元締めとして「環境基本法」があり、このなかで、①環境の自然構成要素の良好な保持、②生物多様性の確保・多様な自然環境の体系的保全、③人と自然の豊かなふれあいの確保が必要であることを定めています。それに基づいて環境基本計画を定めることとなっており、第 4 次環境基本計画まで策定されています。そして、環境基本法の下に生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本理念を定める「生物多様性基本法」があり、それに基づいて生物多様性国家戦略が策定されています。現在は、ご存じのとおり、平成 24 年 9 月に生物多様性国家戦略 2012-2020 が最新のものとなっております。ちなみに自然再生の必要性は生物多様性基本法第 14 条に記載されております。また「自然環境保全基礎調査」として、国がこの自然環境の保全のために講ずべき施策に必要となる調査を進めるといものがございまして、それに基づいて「自然環境保全法」、「自然公園法」、「自然再生推進法」、「地域連携促進法」等があります。これが環境省の自然環境保全制度の概要です。

続きまして、自然再生基本方針の見直しの必要性について説明させていただきます。おさらいとなりますが、前回の平成 20 年の見直しは、3 本の柱で見直しされております。第

1 本目の柱は地域の自然再生の取組の効果的な推進ということで、科学的な過程の重要性、自然再生を地域社会の活性化に繋げ、持続性を確保することの重要性、協議会の支援が前回追加された内容です。また、第 2 本目の柱としては、生態系の保全・劣化要因の除去の視点と、全国的・国際的視点の強化です。具体的には、残された自然の保全と、生態系の劣化要因の除去、全国的、広域的な視点からの取組の強化、地球温暖化による影響も考慮した取組が重要であることです。第 3 本目の柱としましては、研究と自然環境学習の一層の促進でございます。この中では自然再生の技術開発の推進、自然再生学習への積極的な活用の促進が重要であるということが、前回の見直しに際に追加された内容でございます。それ以外に今回新しく追加すべき点について、5年間の状況の変化という観点から検討してまいりました。まずは自然再生の本格的な実施の段階に移行したという状況の変化がございます。先生方に行っていたいただいた釧路湿原では一部工事が完了しているところもでございますし、竜串地区の珊瑚の再生でも近々工事が完了する予定と聞いております。次に東日本大震災で受けた多大な影響、それから生物多様性国家戦略 2012-2020 が策定されたことがございます。説明資料では、青字が今回様々な方からの意見をいただいて追加した文書です。具体的には、自然再生専門家会議委員、法定の自然再生事業実施者と自然再生推進法には基づかないが、自然再生事業を実施している者等、日本学術会議の自然環境保全再生分科会から意見・アドバイスをいただいております。いただいた意見やアドバイスの内容については、後ほど説明いたしますが、それを踏まえて前回の内容から追加・修正等しております。

次に自然再生基本方針の見直しに関する論点資料、お手元の資料 4 についてご説明させていただきます。

第 1 部は資料の 1 ページ目の前回の見直し事項への対応状況、
第 2 部といたしまして、2 ページ目の新たに生じた課題への対応、
第 3 部で、3 ページ目の社会状況等の変化、
第 4 部として、その他必要な事項です。

第 1 部の前回の見直し事項への対応でございますが、これは前回見直したポイント 1～3 の内容を検討した結果、協議会の設立・運営支援、全国的・広域的視点の強化、自然環境学習の強化の 3 点については前回の見直しだけではならず、更なる対応が必要と考えてございます。

第 2 部では、ポイント 4 の自然再生が進んできた結果、新たに生じた課題への対策といたしまして、自然再生が本格的に実施段階へ移行してきたことを踏まえて検討しております。ポイント 5～8 としまして、先ほど説明させていただきました内容を記載してございます。

お手元の資料の 1 ページ目、前回の見直し事項への対応として、更なる見直しの必要なものは、協議会への支援強化、全国的な視点強化、自然環境学習強化の 3 点が必要と考え

ております。また、青字で記載してございますが、防災・減災の観点を取り入れた自然環境学習の重要性、ESDの観点を取り入れた自然環境学習の重要性について、追加することが望ましいという意見をいただきました。

次に 2 部の新たな課題への対応について説明させていただきます。自然再生が進んできた結果、3つの課題への対応を想定しております。1目の課題は、自然再生の本格的実施に伴う課題、2つ目の課題は部分的な実施から広域的取組への展開、3つ目の課題は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存や外来種対策です。この 3 つの課題を説明させていただきます。

1つ目の自然再生の本格的実施に伴う課題について、5年前はまだ計画・調査段階の事業が多かったのですが、現在、工事実施及び工事完了の段階へ移行してきております。

自然再生の本格的実施に伴う課題としては、新たに技術的・組織的課題へ対応していく必要が生じている背景がございます。技術的な課題といたしましては工事実施、工事完了、維持管理段階での課題がございます。具体的には、工事実施中の順応的な取組への事例不足や工事完了後の維持管理手法に対して困っている協議会があります。ここでの関係者の意見としては、青字部分ですが、地域住民等が有する自然環境情報を基としたモニタリングの重要性、自然再生の取組における評価の推進が挙げられました。自然再生を行うだけでなく、自然再生に取り組んだことで質的にどう変わってきたのか、それを評価する必要がある、必要に応じて外部の有識者や外部委員から評価してもらうことの重要性を追加したいと思います。

また、組織的な課題といたしましては、自然再生事業の継続のための人材確保等が必要になってきているという状況があります。

2つ目の広域的展開に対する課題について、現状の取組と照らし合わせたところ、自然再生の取組は進んでいるが、それらの取組は、まだ部分的なものが多いということは否めません。この解決方法として、必要な措置 1つ目、まず既存の自然再生協議会の広域的な取組の推進が必要です。これはおさらいになりますが、高次消費者等を指標種とすることが重要であると、また地域住民等ができるような小さな自然再生が重要ではないかと考えております。この点に関して青字の箇所は、関係者から意見やアドバイスをいただいた箇所ですが、小さな自然再生の推進にあたって、国等が、その事例情報を整理・発信する必要があること、外来種を移植するといった間違った自然再生がなされないように、小さな自然再生の実施者は必要に応じて行政や博物館等に相談すること、地方公共団体は、地域の自然環境の進むべき姿を表す生物多様性地域戦略の策定を進めること等の意見をいただきました。これらについて反映したいと考えております。

3つ目は絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存や外来種問題に対する対応がございます。この背景には、ご承知のとおり法改正による絶滅危惧種の保全、外来種の脅威へ対応がございます。それらについて、自然再生においても対応が必要と考えてございます。必要な対応としましては、種の指定に応じた生息地の再生の推進、生息域外での保全の重要

性、再生地域に新たに入ってくる外来種対策が必要ではないかと考えてございます。

次に第3部では、資料の3ページ目の、東日本大震災との関係と、ポイント6で国家戦略とポイント7で各省の施策についてご説明いたします。ポイント5の東日本大震災との関係でございますが、背景はご承知の通り、東日本大震災を踏まえた自然との共生を自然再生に反映させる必要がございます。必要な対応としましては、自然との共生の考え方の反映、環境省の行うグリーン復興プロジェクトの反映、防災・減災機能の活用、更には震災からの復興に関する地域での知恵を自然再生に活用できるのではないかとこのところをポイントとして考えております。ポイント6の国家戦略でございますが、背景としては平成24年9月に策定された国家戦略の自然再生への反映と、生態系サービスで繋がる「自然共生圏」、更には生態系ネットワークの図化を踏まえた自然再生の推進を検討してございます。ポイント7の各省の施策の反映といたしまして、前回の見直しが平成20年10月ですのでそれ以降の各省の施策を反映させる必要がございます。環境省では自然再生をしていくだけではなくて、そこで蘇った再生地を活用していくことも重要であるということで、自然資源を生かした観光の促進と、平成20年10月以降に創設された生態系維持回復事業との連携を考えてございます。生態系維持回復事業とは、自然を劣化させないための緊急的措置、事前措置をきちんとするという事業でございます。また国土交通省の取組としまして、各種インフラ整備と合わせて自然環境に配慮していくということがございます。ポイント8のその他必要な事項といたしまして、自然再生の果たす役割について説明させていただきます。自然再生自体、あるいは自然再生の良さが社会に知られていないのではないかとこの背景がございまして、自然再生とは社会に対しどのような役割を担っているのか、また何を次世代に残すものなのかということを検討して、追加文については青字で記載しております。情緒豊かな心を育む自然環境、伝統的手法の保存・継承、自然環境が織りなす「美しい」景観の形成、地域コミュニティ再生の重要性を追加しております。

続きまして資料5、関係者からの意見・アドバイスをご用意ください。自然再生基本方針の見直しに関しては、様々な関係者からの意見・アドバイスをいただいております。まず10月に釧路で開催しました自然再生専門家会議現地調査における会議での専門家会議委員からの意見、法に基づく自然再生事業実施者からの意見、法定協議会ではないけれども自然再生の取組を行っている方等からの意見、日本学術会議の統合生物学委員会・環境学委員会合同自然環境保全再生分科会からの意見を自然再生基本方針に反映することを考えております。

まず、①自然再生専門家会議委員からの意見です。簡単に説明させていただきます。①-1等番号は、後ほど説明します資料6の反映箇所の番号とリンクしております。

自然再生専門家会議委員からいただいた意見・アドバイスとしまして、1つ目に自然再生の取組における評価の推進としまして、有識者等から自然環境の質を評価してもらうことが重要であるという意見をいただきました。それから、地方公共団体の役割を強調する必要があります。地方公共団体は、地域の自然環境について検討するとともに自然再生に

取り組む主体として重要な役割を有するものです。このため地方公共団体の役割を強調することも重要です。3 つ目としまして、「持続可能な開発のための教育」の観点も重要であるという意見をいただいております。

続きまして、自然環境が織りなす「美しい」景観形成の重要性として、自然再生は、自然環境のみならず美しい景観をも再生するものであるという意見をいただいております。また、小さな自然再生の重要性として、自然再生協議会を設立し自然再生を実施することは、専門家や行政が多く参加し、専門的知識に裏付けされたブランド性を有するものです。一方で、地域住民等が行うような小さな自然再生が全国各地で展開されることも重要であるということ、少子高齢化・人口減少という社会情勢を踏まえた自然再生の重要性ということで、自然再生の取組自体を体験型観光資源として活用することにより、都市部と農山村部の交流を活性化させていくことも重要なことであるという意見・アドバイスをいただきました。

続きまして資料の 3 ページをご覧ください。法に基づく自然再生事業の実施者からの意見です。昨年 11 月に、自然再生協議会に対して自然再生基本方針の見直しについて説明し、意見やアドバイスをいただいております。具体的なものとして 1 つ目、地方公共団体が生態系の現状や将来像の地図化・見える化を進める必要があると、八幡湿原から意見をいただきました。地方公共団体が、地域の生態系の現状やあるべき姿を明らかにしていくことも重要なことです。これにより、地域の自然環境に関心を持ち意欲ある地域住民等により、自然環境の保全・再生活動が進んでいくことが期待されるものです。2 つ目、釧路湿原等様々な協議会から、もともと小さな自然再生の定義の説明文書に、「自然再生協議会によらずとも実施できる」と書いてありましたが、協議会の設立の否定と取られかねないので、「地域住民等により実施される」とした方が良いのではないかという意見をいただきました。それから、我々ももっと頑張っていけないといけないのですが、行政機関同士の情報共有が非常に重要であるという意見をいただきました。

続きまして、資料の 4 ページをご覧ください。法定外の自然再生実施者からの意見です。昨年 12 月に、琵琶湖博物館、サクラソウの再生等を行っている戸田ヶ原、ご存じのとおりコウノトリをシンボルとして自然再生を進めている豊岡市、先週に 25 番目の法定協議会となった高安自然再生協議会のある八尾市、琵琶湖の自然再生等を行う滋賀県に対して、自然再生基本方針の見直しについて説明し、意見やアドバイスをいただいております。具体的な意見としては、地域住民等有する自然環境情報を基にしたモニタリングが重要であるということで、鳥類の飛来状況や生息状況、昆虫の分布情報等について、地域に住む専門家や愛好家の方が多くの情報を有している場合もあり、これらの情報を行政機関等が積極的に入手し、その情報を生かしたモニタリングも重要なものであるという意見をいただきました。2 つ目は、戸田ヶ原等から、小さな自然再生の参考となる事例集の必要性として、地域住民等が行う小さな自然再生の推進は非常に重要なことであり、特に、退職者が増加するこれからは、地域住民による活動を後押しすることが重要となります。このため、

地域住民が小さな自然再生を実施するために参考となる事例集を整備することが重要であり、国はその作成を進める必要があるという意見をいただいております。

続きまして琵琶湖博物館等からは、行政や博物館に相談することの重要性として、地域住民等が行う小さな自然再生は、専門家とともに実施せず、地域住民単独で行うこともあるため、外来種の移植や遺伝子情報に配慮されない取組等間違った自然再生がなされることも懸念されるものです。このため、地域住民等が自然再生を実施する場合は、関係行政機関や地域の博物館等に相談することが重要であると記載し、地域の自然環境に合った自然再生が進むようにする必要があるという意見をいただきました。その他、滋賀県等からは、狭い範囲で自然再生を行う場合は、なかなか法定協議会の設立が難しいという意見、戸田ヶ原からは法定協議会以外の自然再生実施者においても自然再生基本方針が活用できるものであるとして、例えば実施計画の作成では基本方針に準じて作成しているといった意見をいただきました。

続きまして資料の5ページをご覧ください。日本学術会議からの意見です。昨年12月に自然再生基本方針の見直しについて説明し、意見やアドバイスを受けております。1つ目に、防災・減災の観点を取り入れた自然環境学習の重要性として、東日本大震災の発生により、自然環境は人間に対して自然の恵を与えてくれる一方で災害リスクも有していることを改めて気付かされました。自然環境はこのような両義性を有しているものであるため、環境教育において防災・減災の観点を取り入れていく必要があります。2つ目に、地方公共団体が生物多様性地域戦略の策定を進める必要性として、小さな自然再生を進めるためには、地域レベルでの取組が重要であるため、地方公共団体においても、地域における生物多様性の進むべき方向や必要な措置等を示す生物多様性地域戦略の策定を進める必要があるという意見です。それから3つ目に自然再生の取組や手法を生かした地域コミュニティ再生の重要性としまして、自然再生の取組を地域で行うことは地域コミュニティ再生にも繋がるものであり、これを進めていくことも重要であるという意見です。現在、自然再生を実施している地域で、地域コミュニティの再生に繋がりがつつある事例もあります。4つ目に、「風流」を育む自然環境の重要性の説明文書の修正について、日本の文化は、地域の自然環境によって多種多様なものがあるため、日本全体の文化を一律に括るのではなく、地域独特の文化も事例として列挙するような書きぶりが望ましいとの意見をいただきました。また、この点にかんしましては、自然再生専門家会議委員からも、風流という言葉は意味が難しく使いづらい、という意見をいただいております。

これまで説明しました資料5に基づき、資料6 自然再生基本方針の見直しの検討に基づく必要な措置（案）の修正や追加箇所を説明していきます。資料の黒字箇所は、釧路で委員の皆様にご説明した内容となっております。まず1ページ目の右上をご覧ください。様々な色分けをさせていただきますが、赤字は、専門家委員の意見を受けて追加・修正した箇所、青字は、法定協議会の意見を受けて追加・修正した箇所、緑字は、法定外の自然再生実施者等の意見を受けて追加・修正した箇所、紫字は、日本学術会議の意見を受けて追加・修

正した箇所です。

それでは、修正・追加した箇所について説明していきます。まず、資料 6 の 5 ページをお開きください。上の段は紫であるので、日本学術会議での意見を踏まえたもので、下の段は赤であるので、専門家会議委員の意見を踏まえたものです。具体的には防災・減災の観点を取り入れた自然環境学習の重要性を追加しております。これはポイント 3 環境学習に追加したいと考えております。東日本大震災の発生により、自然環境は人間に対して自然の恵みを与えてくれる一方で、災害リスクも有していることを改めて気付かされました。科学技術の進歩により、人間は自然をある程度コントロールできるような力を持ってきた一方で、荒ぶる自然による災害は完全に防ぐことは困難であり、災害に機敏に対応できる「ひと」と「コミュニティ」で構成される社会を構築していく必要があります。このような背景から、これからの自然環境学習では、自然の恵みと災害リスクという両義性を十分に認識し、防災・減災の観点について、意識的・意欲的に取り入れていくべきであると思います。このため、5 ページの表の右にあるような文書を追加したいと考えております。

続きまして、自然再生専門家会議委員から持続可能な開発のための教育（ESD）の観点を取り入れた自然環境学習が重要であるということで、こちらもポイント 3 環境学習に追加したいと思います。里山等の地域の自然環境や社会環境を将来世代にまで引き継いでいくためには、持続可能な社会づくりを担う人材を育てることが重要です。また、ESD の 10 年を総括し、2015 年以降も国内外において更に ESD を推進していくことを目的に、愛知県名古屋及び岡山市において「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」を開催する予定であり、本会議を通じて、児童生徒、教員等の ESD に関する意義・関心を一層高め、国内における ESD の普及啓発を図ることとしています。このため、自然環境学習の実施にあたっては、ESD の観点を取り入れ、自然環境の学習や体験を通じて、ものごとを主体的に考え行動できる人材の育成に繋げていくことが重要です。国においては、ESD の観点を取り入れた環境教育プログラムの作成、情報発信等に努めており、これらを活用すること等も有用なこととなります。このため、5 ページの表の右にあるような文書を追加したいと考えております。

次に、6 ページを開いてください。真ん中ほどに、緑字の箇所があると思います。緑字なので、法定外の実施者、具体的には豊岡市からの意見です。豊岡市では、コウノトリの目撃情報等の情報を地域住民や鳥の愛好家から随時受けております。具体的には、インターネットやメールで、どこに、何羽いるといった地域住民等が持ち得る情報を自然再生の実施者である豊岡市に発信できるシステムを構築しております。また、小学校や図書館等でも随時状況を把握・発信できるシステムとしております。これらのリアルタイムの情報は行政がモニタリングの際に使用する、環境学習のツールともなる、来客等のイベントの参考情報としています。このような背景から、地域住民等有する自然環境情報を基にしたモニタリングの重要性について追加したいと思います。順応的取組は、地域の自然環境に係る情報に基づいて判断し実施するものであるため、国や地方公共団体が有している情報

のほかにも、地域住民等により観察・調査されている自然環境情報を入手することで、より地域の自然環境に即したモニタリングの実施に繋がるものです。例えば、鳥類の飛来状況や生息状況、昆虫の分布状況等は、それを愛する地域住民等が多く正確な情報を有している場合もあり、自然再生の実施者がその情報を積極的に入手することも重要なことであります。このような背景から、右の文書を追加したいと思います。

次に、7ページを開いてください。これは、自然再生専門家会議の委員からの意見を反映したものです。自然再生の取組における評価の推進の重要性について追加したいと考えております。具体的には、有識者等外部の者によって自然環境の質を評価することが重要であるということで、現在の状況としては、広島県の八幡湿原において、自然再生による自然環境の質的な変化を自然再生協議会以外の外部の有識者、具体的には高校の先生や博物館の学芸員の方から評価してもらうことを進めております。釧路湿原では、自然再生が進んできているため、外部の有識者によって、自然環境の質的な変化の評価を進めることを検討していると聞いております。このような背景から、自然再生の取組による自然環境の再生状況について評価することも大切なことであり、自然再生の取組による自然環境の質的な変化を評価することは、その効果や要因を明らかにすることに繋がり、自然再生の更なる推進や理解に繋がるものです。このため、自然再生の取組において、必要に応じて有識者等によって自然環境の質的な変化を評価することに加え、自然再生に取り組む組織の成果・成長を明らかにしていくことも重要です。

次に、資料 11 ページをお開きください。ここでは、法定協議会から、地方公共団体が生物多様性の現状や危機の状況等の地図化に基づく広域的な自然再生の推進の重要性、学会からは、地方公共団体が生物多様性地域戦略の作成を進める必要性と、同じような意見をいただいております。全国各地で自然再生を進めるためには、生物多様性の現状や危機の状況等を空間的に評価した地図化を進めていくことや地域における自然環境の現状や将来の姿を明確にすることが重要です。このため、国は地図化作業やそれを全国的に進めていくためのマニュアル作成に努めるとともに、地方公共団体は地域の生物多様性の保全及び維持管理可能な利用に関する基本的な計画である生物多様性地域戦略の策定を進める等自然環境の現状や将来の姿を明確にするよう務めることが重要です。また、国は、自然再生を全国的・効果的に進めるために、自然環境に係る情報を収集・整理し、自然環境を再生する必要がある地域を明らかにしていくことも重要です。

続いて、12 ページをお開きください。小さな自然再生についての意見です。各者とも小さな自然再生は重要であるが、そのためには事例集を作成すること等、周辺環境を整えることが重要であるという意見です。具体的には、小さな自然再生の取組の推進の文書修正、小さな自然再生の参考となる事例集の必要性、行政や博物館に相談することの重要性でございます。この文書の修正として、広域的に自然環境を保全・再生していくためには、早期に実施でき、全国各地で展開されることで、広域的な自然再生に繋がる地域住民等が行う小さな自然再生も必要なものであるため、国や地方公共団体は、取組の参考となる事例

の整理・情報発信に務めることが重要です。小さな自然再生の実施にあたっては、地方公共団体が定める生物多様性地域戦略で示される地域の自然環境が目指す方向や内容を参考とするとともに地域の遺伝的特性に適合した種を用いることや外来種を持ちこむことのないよう努める必要があるため、必要に応じて環境省や関係地方公共団体、地域の自然環境の情報や知識を豊富に有する博物館等に相談することも重要です。また、小さな自然再生の推進にあたり、広範囲かつ多様な主体で連携して行うことが効果的なものについては、自然再生協議会を設立して発展的に取り組むことが重要であるという点を追加・修正いたします。

次に、19 ページをお開きください。ポイント 8 は、自然再生とは社会に対してどのような役割を担っているのか、何を次世代に残すものなのか、について、自然再生基本方針に記載し、内容について、格式あるといえますか、日本人の感性に訴える内容を追加したいと考えている箇所です。そこで、情緒豊かな心を育む自然環境の重要性について追加したいと思います。我が国が有する文化は、自然環境と密接な関係を持ち、国土全体にわたる豊かな自然はもとより、地域が有する独特の自然環境の影響も色濃く受けて育まれているものです。例えば、小動物や草花を楽しむ季節を読みとる感性である「花鳥風月」や花見、蛍狩り、月見、紅葉狩り、雪見等の文化や、野焼き等の維持管理手法やふなずし等の伝統的食文化は、地域の豊かな自然環境とともにあり、情緒豊かな心を育む源となるものです。これを絶やすことなく、後生に継承するとともに、文化を継承できる豊かな自然環境を守っていくことが重要です。このため右の文書を追加したいと思います。

また、先生方から、「美しい」自然環境は生物多様性が豊かな自然環境である、逆をいうと生物多様性が豊かな自然環境は美しいとの話を伺いました。私ども日本人の原風景といえますか懐かしい風景は、例えば里山の風景でしたら、近景に稲穂、中景に水田や家屋、林、機能と美しさを備えた水車、遠景に遠くそびえる山々等があると思います。これは自然環境と人間が共生しているからこそ成立している風景だと思います。このような背景がございまして、自然環境が織りなす「美しい」景観の形成について追加したいと思います。良好な自然環境は、美しく風格ある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境に必要なものであり、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恩恵を享受できるよう、その整備及び保全を図る必要があります。例えば、農業分野では、農村の棚田等が有する水や緑の農村景観を維持・再生すること、自然環境分野では、国立公園等自然環境の保全・再生による優れた自然景観を公園利用者等に提供すること、社会資本整備の観点では、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び多様な河川景観を保全・創出するために河川管理を行うこと等により、美しい地域景観の確保に資することも重要です。このような自然環境が織りなす「美しい」景観は、地域固有の資産であり、地方公共団体等地域が積極的に方向性を打ち出し、国や地域住民とともに連携を図りながら進めることが重要です。このため、右の文書を追加したいと思います。

次に、20 ページをお開きください。また、自然再生は、地域コミュニティの再生にも繋がるものであることも追加したいと思います。具体的には自然再生の取組や手法を生かした地域コミュニティ再生の重要性について追加したいと思います。現在の日本において、社会構造の変化や少子高齢化、人口減少に伴い、地域コミュニティが縮小し、その継続が難しくなっている地域もあります。自然再生を実施している地域では、自然再生の実施者が中心となって取り組む中で、地域住民との輪が広がり、地域コミュニティの形成に一役を担っているところもあります。例えば、中海では、地域の方々とともに自然再生活動を行っているほか、自然再生の取組によって戻りつつある豊かな自然環境で育まれた食材を使って郷土料理をつくるイベント等も多数開催しています。また、久保川イーハトーブでは、自然再生の取組を地域の生業とするための挑戦が行われている等、自然再生の取組自体が地域コミュニティの保全・再生の一役を担っている事例もございます。このように、自然再生の取組は、地域住民とともに行うものであり、地域独特の自然や文化と密接な関わりを持つものであることから、地域コミュニティの維持・再生に繋がる可能性も秘めているものでございます。このため、右の文書を追加したいと考えております。

これで説明は、以上となります。長時間の説明、聞いていただきありがとうございます。

【進士委員長】

ご説明ありがとうございました。皆さんの感じておられることをお聞きする前に、私が感じたことを先に申し上げます。こうやって皆さんの意見を入れていくと、どんどん膨らんでしまうね。自然再生基本方針を読むと自然再生が嫌になるということにならないように考える必要があるね。本当は全体を通して修正し直さないといけないと思います。こういうものは、いつも皆さんから意見を聞いて文書を追加していくものなんですよ。文書に自分の意見が入ると関係者は満足するんだけど、あんまり長いのは良くない。完璧を期するために全てを反映させているんだけど、ポイントがちゃんと入っているか、構造的に大丈夫かというチェックは、一度責任あるところでやらないといけないと私はいつも思っています。このように対照表を作って、自分の意見が入っていないと文句を言うし、入るまでみんな待っているからね。けれども基本方針の全体像、あるいは構成の仕方が大事だと思うんです。冒頭の1ページ読めば基本的には大体理解でき、それをちゃんと体現していればそんな細かいことを気にしなくてもやれるようにしないとね。そして不安な人は次を見ていけば、かなり詳細に方針の考え方が分かるようにする。昔で言うと何とか法解説というものがあるでしょ。現場の人たちが本質をよく分かるようにし、問題があった時にディテールを読めばいいという形を是非1つ考えていただきたい。

それからもう一点、これは私の問題意識でしかないのでお答えいただくのは辛いところかもしれませんが、先ほど新しく高安協議会を追加していただきましたが、ここにある協議会リストのNo. 13（蒲生干潟）、No. 20（伊豆沼・内沼）、No. 21（久保川イーハトーブ）の自然再生地は被災地域なんですね。私が実際に南三陸、石巻など何箇所も歩いてつくづく

思うのは、本当は被災地域全域を自然再生地域にしないといけないんですよ。そういう単位で自然再生を考える必要がある。先ほどのご説明の中で、小さな自然再生と言っているけれど、私からするとこれまでの自然再生もみんな小さな自然再生ではないかと思う。今度は特大の自然再生地域があるんじゃないですかと。環境省としては復興公園というものをやっておられるんで、その重要性はすでにお考えになっていると思いますが、ここには各省の方がおられて自然再生推進法は全省庁に通じているわけですから。そういう観点で言うと被災地全域の自然再生協議会を作り、各省入ってやるというのも一つの方法。市町村の意見は知事がこう言っているから仕方がない、住民は町長が変わらないからダメなんだとか、規定の路線なんだとか、高台移転だから住民が住まないところはすっかりボツになるはずなんだけど、そこに商店街だけ作って、防潮堤はやっぱり高くするとかみんな色々なことを言います。農水省の方がおられるから言いますが、復田の話もそうですね。農地が何メートルも地盤沈下していて、ラムサール条約の指定地にした方がよっぽど良いような場所を復田しようって言うんです。そこはむしろ環境や生物多様性のために復田は止めて、湿地帯として維持して、別のところで農地を確保するとか、そういうトレードなど大胆なことが計画論としてありうると思いますが、現実の考え方は地方分権ですから、国は個別事業についてはお金を出しているけれども、地域計画全体は残念ながら地域分権だから地域に任せる、国土形成計画も昔だと全体でやれたはずなんです、今の国土形成計画は地元からの発意をベースにしている、地元は分断化していて自治体、そして都道府県がそれぞれやっているものだから、本当の意味での地域再生になっていないですね。大変な金額を投入する、まさに被災地域全体の地域再生と自然再生は重ねてやるにも関わらず、そういうところに知恵が回らないし金も回らないということになっている。これについては自然再生基本方針の見直しでは対応できないと思いますので言うに止めますが、私としては、本当はそういう問題意識を持ちながら配慮をすることを考えていただけると良いと思っています。つまりここでは、大きな自然再生と小さな自然再生の両方の定義と、その中間も色々あって、小さな自然再生の言葉の問題ですね。小さな自然再生と聞いた時に、皆さんはエリアやスケールで考えているでしょう。だけど自然再生地域は大小様々で、小さいというところある植物1~2種類のところの自然再生も小さな再生と思うかもしれませんし、制度的なもの、関係者数人でやる場合も小さいと言う人もいるかもしれない。小さいというのは非常に多義的ですから、それをどう扱うかが問題ですね。ここでは協議会によらないということをおっしゃるからいいんだけど、協議会によらないということをおっしゃるからその配慮も必要なんだね。今はいいアイデアがありませんが、私は小さな自然再生はとても大事で、要するに自然再生という意識を国民化する、全国民に納得してもらうには身近な自然でやる、大げさな協議会を立ち上げなくてもやれるということは、特に大都市においてはとても大事だと思います。

昨年、緑の都市賞（公益財団法人都市緑化機構が緑豊かな都市づくり・まちづくりに取り組む団体を表彰）の内閣総理大臣賞を、板橋にある「サンシティ」が受賞しました。

40年近くかけ、高級マンションの真ん中の約10ヘクタールをそっくり森にして、萌芽更新を継続的に行い、里山の再生のようなことに取り組んでいる。住民や子どもたちもその活動に参加していて、ここで議論している環境学習がサンシティーの取組には全部入っているわけです。こういう類の取組が大都市に沢山ある。従来の自然再生推進法の対象はどちらかというと大規模なものを意識してきましたけれども、確かにそれらは専門家が中心になってしまう。身近なところで自然再生を感じるためには、大都市にもっと小さな自然再生スポットを指定し、応援するような体制も良いかもしれない。これは国土交通省でお考えになることかもしれませんがね。

もう一点は農水省にお願いしたいです。これまでも農業の問題と関連して議論されていますが、里地と里山をセットで考える思考方法をやらないと、農地は農地、農業地は農業地で、自然はここからというやり方では本物の自然再生にはならないので、流域という単位で考えるという必要があります。つまり個別に自然学習に地域再生やコミュニティ再生の意見を入れるとかやっているけれど、本当は教育だけに入れるのではなく、事業面に入っていないとダメなんです。都市の纏まった自然、サンシティーでは里山と言わないで「町山」と呼んでいました、そこを舞台に自然再生や生物多様性の取組に参加すると、環境教育にも繋がっているし、シニアの人々の健康やコミュニティ再生にもなっている。自然再生の最終ゴールは人間再生ですから。これについて、計画論としては言えるが行政としては辛いというお答えがあるかもしれないが、私としては、国民みんなが自然再生を常識にしていくには、都市地域や農業そのもののあり方に、少しでもこの思想が入るような工夫をお願いしたいと思いました。

以上、私からの意見を申し上げました。これからは、これを基本方針の原案にしなければいけないので、どうぞみなさんから忌憚のないご意見をいただきたいと思います。先ほどご説明のあったスケジュールでは、この会議で委員からの意見を聞いて、NGOへのヒアリングを行った上で、もう一度この自然再生専門家会議にかけるという予定でした。それを踏まえてご発言を頂戴したいと思います。

鷺谷先生、学術会議のヒアリングの話が出ていましたが、何かありますか。学術会議での意見は全部反映されていきましたか。

【鷺谷委員】

学術会議に関しては、色んなことが話題になりましたが、大体反映していただいていると思います。実は前回の現地調査と会議を欠席したので、今回、小さな自然再生がとても強調されていて、学術会議ではあまり強調されていなかったため初めて気がつきました。小さな自然再生が全国的・広域的な視点からの自然再生の唯一の方法みたいに記述されているのは、若干違和感があります。これまで、協議会を設立して行う自然再生は、閉じた空感をしっかり設定した取組ということだったんですけれども、全国的・広域的な取組というものは、テーマや目的、指標はしっかりと客観的・科学的に決めて取組むということ

だと思います。例えばコウノトリの取組も、今年には 100 羽くらいになるのではないかと
思いますが、北は青森、南は鹿児島、西は対馬まで飛来します。コウノトリが飛来した地
域では、自然環境を守る意識が醸成され、自治体が中心となってコウノトリが住めるよ
うな自然環境を取り戻そうとしています。今は豊岡市においてコウノトリ過密状態になっ
ています。せっかく増えても性比が雌に偏っていて、雌同士の戦いがすごいです。それこそ
コウノトリの事故が起こるような状況になっているので、コウノトリの飛来を歓迎する気
持ちがある地域は沢山あると思いますが、その地域での生息環境の整備がとても重要な
ので、整備方法に関する情報が必要だと思います。ボランティアからの情報を活かして把握
しているという取組も確かにありまして、発信機がついているものも、ただマークされて
いるだけのものも、最終的に確認した場所をコウノトリ湿地ネットのウェブページで見
ることができるようになっています。それは NPO の努力で行われているんですが、そうい
った情報の管理などをもう少しサポートしたり、コウノトリの取組は色々な地域が興味を持
っているので、興味を持っている地域が自然環境の再生に取組めるような情報提供をし
たりすることが、まずは必要なのかもしれません。色んな所が独自にやっていて、地域間の
ネットワークも形成されつつあり、そういうものこそが全国的・広域的な自然再生の 1 つ
ではないかと思っています。

小さな自然再生は、場合によっては自分の土地、大きな土地を持っていらっしゃる方
によって善意に行われることでもあるので、あんまり行政がこうしなければいけないと言
ったり、相談して下さいと言ったりするのはどうなのかと思っています。確かに外来種の問題に
関しては、その人の土地だから勝手にやっというわけではないので、望ましいこと・
望ましくないことの情報の提供はあってもいいと思うんですが、今のところ地方公共団
体で自然環境に関する窓口はないんです。自然環境の専門家がいらっしゃるミュージアムに
相談していただくのはいいと思うんですが、行政を窓口にして、相談しなければいけ
ないという形をとってしまうと、そのことの有効性も問われることもあります。また、「小さな」
という言葉は色々なレベルがありすぎて、かなり曖昧なので、もうちょっと何か検討した
方が良くと思います。

それから、豊岡市からのご意見ということで、住民の方が持っている情報を活用しまし
ようというのは確かにそうなんですけれども、特にアマチュアの研究者の方が生物多様性
に関する情報を持っていらっしゃいますが、一方的に情報を持っている人から貰うとい
うあり方よりも、みんなで作っていくプログラムのあり方の方が良いのではと思います。市
民参加の生物多様性モニタリングや、自然再生に特化した協議会でやる場合は、過去の人
と自然との関わりのデータベースを作るとか、そういうことに専門家がプログラムを提供
して、住民と一緒に足りない情報を充実させていくというプログラムづくりが重要では
ないでしょうか。三方五湖の協議会では、小学生がお年寄りからお話を聞いて昔の三方五湖
の絵を描いてもらうというプログラムを実施し、集まった情報と今の自然の様子を一緒に
地図の上で画像が見られるようなウェブサイトを作っています。その他にも、最近では生

物多様性の参加型モニタリングが世界中で活発になっていて、Citizen Scientist からの情報をどうやって集めるかが生物多様性分野では非常に重要なテーマになっています。私も、いくつかのタイプのモニタリングプログラムを研究しておりますし、環境省もプログラムを持っていらっしゃると思います。自然再生の中で自然環境学習という分野があり、その学習のあり方として「アクティブ・ラーニング」自分がモニタリングや評価に必要なデータをとることに参加するようなプログラムを、三方五湖では自然環境学習のプログラムとして位置づけて実施しています。そういうやり方もあり得ると思いますので、何か情報を持っている人がいるから一方的にそれを貰いましょうというよりは、自然再生の計画づくりとかモニタリングに使えるデータを充実させるための参加型プログラムとか、その中に情報を専門的に集めていらっしゃるアマチュアの方からの情報などもいただけるような仕組みが望ましいのではと思います。もうちょっとトータルに考えて、こういった自然再生に必要な情報を、持っている人と持っていない人が共有するだけではなく、情報を増やしていくという仕組みも同時にあることが望ましいという印象を持ちました。

【進士委員長】

ありがとうございました。全員の先生からご意見をいただきましょうか。戻って和田先生からお願いします。

【和田委員】

私は美しい風景の形成という言葉が気になりました。「美しい」というのは人によって価値観が様々ですし、それを実際に形成するとなると、違った見方のものができてしまうのではないかと思います。ここはもう少し、例えば「原風景の保全」とかに変えた方が宜しいのではないのでしょうか。最近では川が汚いからと言って水辺の植生を全部刈ってしまう、河畔林の本当の景観の良さが失われているというような例があります。水辺の植生を残すというのと、刈ってしまうというのは、きれいな水辺の違った見方なわけで、そのあたりを配慮していただきたいということです。

【吉田委員】

まず、進士委員長の東日本大震災のお話は私も非常に共感いたします。私も時々、気仙沼とか南三陸に行きますけれども、復田した後、農業をする人がいるんですかと聞くと、できた時にはもういないと思うという話もありました。やはり東日本大震災からの復興そのものを自然再生でやらなければいけないということをもっと強調してもいいと思います。鷺谷先生のお話も非常に共感しているところです。この法律はもともとトップダウンではなくて、ボトムアップでやっていこうという点が非常に良い点なんですけれども、一方ではトップダウンでやらなければいけないことも出てきました。コウノトリはまさにそうで、コウノトリは京都にも、福井にも、和歌山にも飛んで行くわけですね。それぞれの地域で

コウノトリが餌を取れるような農業をやってくれないと、これ以上それぞれの自治体を中心にになってくださいと言っても難しい状況になりつつあるのではないかと思います。そういったことを踏まえて、私としては五点質問も含めて申し上げます。

前回の見直しから変わった状況としては、生物多様性国家戦略 2012-2020 のもとになっている愛知目標ができたことがありますね。それから生物多様性基本法に基づいて生物多様性地域戦略も作られ始めています。また、環境影響評価も戦略的アセスメントに変わってきています。資料4のポイント6に関して、愛知目標15では劣化した生態系の少なくとも15%を回復するという目標が定められています。ベースラインをどこに置かかによって15%は難しいので、なかなか答えにくいところかもしれませんが、少なくともこういった目標が定められた後の自然再生基本方針としては、いったいどういう数値目標を入れていいのか、入れていけないのか、入れられないならどうしてなのか、それに変わるものは何なのかといったことを考えていく必要もあると思います。愛知目標は日本で採択され愛知という名前も付いたわけですので、日本としてきちんと出した方がいいのではないかと思います。

愛知目標に関連して、愛知目標3では生物多様性に悪影響を与える補助金を見直して、それをいい方向の補助金などに変えていくということが書かれています。私はポイント8の自然環境の生み出す美しい景観の形成や情緒豊かな心を育む自然環境については大賛成で、自分自身も子供たちに伝えていきたいと思って、市民による田んぼづくりなどを行っています。現状は惨憺たるもので、周りには農業をやっている人はどんどんいなくなり、休耕田になっていって、市民でやっている田んぼだけが残っている状態です。このまま10年もすれば、先ほどご説明があったような稲穂が垂れて、水車があつて、里山がある風景を維持する人がいなくなるという非常に厳しい状況にあるわけです。自治体を中心になってやってくださいというのはもう無理です。これは農水省が入って作っている基本方針なんですから、補助金の見直しをどうするのかも含めて、考えていく必要があります。

それから国家戦略、地域戦略に対する提案ですけれども、ポイント6には生態系ネットワークの図化とか、生態系サービスでつながる自然共生圏など非常に大事なことが書いてあります。私も千葉県の生物多様性地域戦略に始まり、千葉県の流山市、いすみ市の地域戦略に関わっているんですけれども、地域戦略も色々あつて、こうでなければいけないという規定があるわけではないので、こういった生態系ネットワークの図化みたいなどころまでやっているところは地域戦略の中でどのくらいあるのか、環境省が把握しているのであれば是非教えていただきたいです。千葉県の地域戦略を策定した際は、千葉県は広いため、図化はしてあるが私も将来像をはっきり書いていません。流山の際は将来像の段階的な図化もしました。そういうことが地域でできていないと、ここに書いてある生態系ネットワークを取り戻す自然再生はできません。逆に愛知県のように、そういったことができていけば、再生する時はここを優先的に再生して下さい、そうすれば生態系ネットワークが回復できるということにつながってきている。こういった地域戦略の実態把握もお願い

したいと思います。

4点目としては、各省の施策の反映ともつながってくるんですけども、ここには環境省と国交省の施策しか書いてありませんが、林野庁の緑の回廊や、国交省では緑の基本計画など、生態系ネットワークについて書き込んである施策は色々あると思うんです。できれば施策を整理していただいて、国の責任として生態系ネットワークを回復していくんだと基本計画に書き込むべきですし、国が果たしていく役割を書いた方が良いのではと思います。その時に、国家戦略では「自然共生圏」という言葉を使っているのですが、使わざるを得ないのかもしれませんが、国家戦略の生態系ネットワークのところでは具体的には「流域圏」という言葉が使われています。自然再生基本方針ではこの流域圏という言葉の方が、どういう風につながっているかというのが分かるので相応しいのではないかと思います。自然共生圏というと、貿易なんかで共生しているとんでもなく遠い生態系でも共生圏と言えないことはなく、どこまで自然共生圏だか分からなくなってしまうので、ちゃんと書いてそれを取り戻すために各省がどういうことをやっていくのかということ、国家戦略にも書いてありますけれども、自然再生基本方針にも書くべきだと思います。

最後の5点目はアセスメントのことです。環境アセスメント制度が戦略的アセスメントになったということで、環境保全措置をとった後の追跡調査についても、きちんと公開していくことが重要だと思うんです。いま環境省の中では生物多様性オフセットも懇談会くらいの段階で、きちっとしたものではないんですけども。企業としても5年位はフォローするかもしれないけれど、永遠に里山の保全をするなんてできないので、地域と協議会を作って維持していくことも考えられます。そういうことはこのアセスメント制度が変わってきたんだから各省の施策の中に入れていくべきじゃないでしょうか。ここには観光と生態系維持回復事業しか書いていないんですけども、アセスメント制度が変わったことにより、自然再生が行われたり、必要になってきたりすることもあると思います。以上です。

【進士委員長】

ありがとうございました。とりあえず3名の先生方のお話に対してお答えいただこうと思います。

【環境省自然環境局自然環境計画課係長（正野）】

まず鷺谷先生からいただいたお話についてですが、広域的な自然環境を保全・再生していくにあたり、小さな自然再生だけでは足りないのではないかというご意見はごもっともだと思います。前回の会議でご説明したため今回は省きましたが、資料6の11ページにあります指標種等の保全目標設定による地域連携に基づく広域的な自然再生の重要性として、コウノトリなどの指標種を設定することにより、地域の共通認識を醸成することが大事であるとしています。2つ目に自然再生技術の共有による地域連携に基づく広域的な自然再生の重要性のところ、例えば伊豆沼ではブラックバスの人工産卵床を用いた駆除など、様々

な技術を確立しつつあり、伊豆沼方式などの事例を発信、共有し、例えばブラックバス駆除は琵琶湖などで進んでいるという事実もあり、こういったところを追加したいと思っています。

和田先生のお話についても、おっしゃる通りだと思います。美しい景観というものは、私が思うところと隣人が思うものとは確かに違うと思います。実は進士先生や池谷先生にも、生物多様性的にはモザイク状に広がる生態系が美しいというご意見をいただいております。美しいという言葉だけではなく、前置きの説明を入れることを検討したいと思っています。

吉田先生のご質問についてですが、例えば愛知目標の 3 で自然環境に良い補助金を作っていくという点に関しましては、環境省では国立公園等において観光資源に資するような景観を形成するための事業、農水省では美しい農村景観を再生していく事業を検討していると聞いております。地域戦略の図化までやっているところは、例えば愛知県でしたらトンボなどの具体的な生物の生息範囲がどこまで広がっているのか、どこでネットワークとして分断しているのかということまで作っているものもあれば、一方で文書だけしか無いということもありまして、県や市町村によってレベルが違うということは承知してございます。それを進め、より良いものに変更していくためにも、まずは自然再生基本方針に追加していくことが重要ではないかと思っております。他省庁の緑の回廊やその他様々な制度、流域共生圏を構築していくための制度を整理して、その中でどういったことができるのかの検討を進めていきたいと思っています。また、環境アセスメントとの関係についても検討していきたいと思っています。

【進士委員長】

ありがとうございます。吉田さんがおっしゃったのは、それぞれ法律には基本計画があって、そこに自然再生や生物多様性、生態系の保全といった当たり前のことが入っているかちゃんとチェックしてくださいということですよ。多分入っていないんですよ。それぞれの法律の基本法でやっているからね。全部入れると世界平和まで書かなければいけないけれども、特に環境との関連がある事業を導くような基本計画が重要ということですよ。国交省や農水省など、各省の担当者は特にお感じになっていると思いますが、大きな組織で局もいっぱいあるから、上位の方針にこういったことが入っていなければならないと思っていますね。

【吉田委員】

特にポイント 8 では、美しい日本の農村風景がどう維持できるかは大問題なわけで、裏付けもしっかりする必要がありますね。

【進士委員長】

ここに記載がなければ事業は出しにくいですから、あるいは政策にするにはここにキー

ワードが入っていないといけないね。是非各省のご担当者にチェックしていただくことが大切ですね。

【広田委員】

私からは3点です。1点目ですが、資料4の3ページ、資料6でいうと17ページの各省の施策の反映というところで、農水省がすっぱり抜けているのはどういことでしょうか。この点について私からはいくつか意見があります。農水省の農地・水環境保全向上対策（現農地・水保全管理支払交付金）や 中山間地域等直接支払制度など、里地里山関係の事業はたくさんありますね。最近ですと六次産業化ではグリーンツーリズムの推進など数えきれないほどの事業がありまして、恐らく農村の自然再生は一番農水省との関係が濃いはずなので、きちんと農水省の事業を洗い直して18ページに加筆してほしいと思います。それに関連して、どちらかという農水省に言いたいんですが、なかなか今の農業政策・農村政策の中では、自然再生や環境保全は主流になり切れないうえです。優良農地とは、基盤整備された集团的農地のことであって、そうでない棚田や昔ながらの田んぼは未整備農地と言います。未整備は否定的な言い方であり、肯定的な評価がなされていないわけです。農振法という法律では、優良農地について色々と定められていて、今ここで議論されている里地里山の自然が農水省の政策全体の中では非常に弱い位置づけになっています。とくにそういう時代ではないはずなので、もう少し農水省できちんと考えていただきたい。そのことを後押しするためにも、是非環境省の基本方針の中で農業農村の自然再生の重要性を改めて記述してほしいと思います。実は5年前にこの記述を強化したんですけども、5年が経過しましたので、もう少し強化してほしいです。

2点目は、資料5の2ページ、人口減少という社会情勢を踏まえた自然再生の重要性というところなんですが、どういう書き振りになるか分からないので見当違いなコメントかもしれませんが、農業農村政策をやっている方としては、今後人口が大幅に減りますので、全ての里地里山を守るのはとても無理だと思っています。戦略的撤退というか、守るべきところと遡行するところのある程度の仕分けはやむを得ないということは、我々の業界では暗黙の了解となっています。しかしこれはあくまで農地や林地としてということであって、自然再生としては適当に放置した方がよい自然遷移のコントロールができるかもしれませんから、人口減少地帯の里地里山の自然再生について、もう少し踏み込んだ表現をとっても良いのではないかと思います。全部を元のように戻すのは不可能ですし、辛うじて残っているところを維持していくのも大変だと思います。この書き振りを少し工夫していただくといいかなと思います。

3点目は里山イニシアチブのことです。昨年11月に仙台でアジア国立公園会議があつて、環境省の方はご苦労されたと思うんですけども、私も震災復興関係であるセッションに参加して驚いたのは、里山という言葉が当たり前になっていることです。そういう報告が大変多くて、これは環境省が里山イニシアチブを推進した成果と言えるくらい、ごく当た

り前に里山という言葉が使われ、計画等に反映されています。基本方針の中にも折角そういう成果があるんですから、自然再生の取組の中での国際連携を盛り込むべきではないかと思えます。日本発の考え方がせっかく浸透してきているので、是非基本方針に盛り込んでみてはどうかと思えます。以上です。

【辻本委員】

最初に進士委員長がおっしゃったように、基本方針の中にどんどん意見を付け加えていって膨れ上がりすぎたのかなというところは私も同感です。基本方針と言うからにはフレームワークがしっかり見えていないといけない。今回の見直しで、確かに論点整理はされているんだけど、どこをしっかりと見直しているのかを見ていかないといけない。実際にこれまでの経緯から基本方針が見直しされているということを今更私が否定することはないんですけど、これから説明していく時には、やはり今までのフレームワークの中で、何が抜け落ちていて今回どこを強化したかをしっかりと説明できるようなものを作ることが重要だと思います。もう1つ、先ほどから出ているように、ある程度基本方針の中で施策を前出ししておかないと政策に反映されにくいという事情があるのであれば、色んな省庁の施策も見えるようにしておいた方が良いのではないかなと思うんだけど、本来、基本方針は基本方針であって、できれば必要な施策や戦略は基本方針と切り離しておいた方が良いのではないかなということが、基本方針という枠組みに対する私の意見です。

それから、前回の会議でも議論しましたが、小さな自然再生があちらこちらで実施されることは良いんだけど、小さなエリアだけの課題なのか、あるいは小さなターゲットや対象だけの課題なのかというと、全体の自然再生からするとそれではやはりちょっと弱く、もっと大きな取組が必要という話とともに、もっと大きなエリアの中でどういう位置づけになっているかという評価が必要だということが話題になったんだと思います。すなわちこの国土の自然性はいろんなスケールで成り立っている。例えば環境や生態系は色んなスケールの入れ子状態になっていて、それがつながっている。それが評価にもつながっているべきなのに、今のところ自分のターゲットだけの評価になっているのではないかな。1つスケールが上の、すなわち狭い池だけのエリアが流域レベルなり、複数の流域圏での評価ができていんだろうか。あるいは生物だけに特化した、またはある生物種だけの議論になっているものが、生態系の観点や、さらに広いエリアあるいは流域の中でどんな風に評価されるのかということを考えると、やはり少し外部の人の目が必要であると思えます。これからは、広域的な視点の中で価値を高めていかないといけないと思えます。そこには専門領域の広域化と、地理的な広域化の両視点があるのではないかなという気がしました。その中で地方公共団体の生物多様性地域戦略がやはり重要となります。例えば愛知県では、どんなエリアの中で生物多様性を守っていくべきかのコアがあり、どんな風にネットワークでつながっているのかをしっかりと意識して、それを皆さんに見せる。その中でいろんなスケールの自然再生グループが、自分たちがどんな役割を果たしているのかを認識できる

ような状況になるための公共団体の努力も必要だし、場合によっては情報提供だけでなく条例や施策的な支援もできるかもしれない。この時大事なのは、例えば愛知県では自然が保全されているエリアと、非常に都市化したり工業地化したりしているところをどう考えるのか。すなわち、大きな地域の中で自然と人間をどう考えるのかということをおこの中で取り込んでいく必要がある。その中で自然がもつレジリエンスが非常に重要で、そういう視点から、生物多様性とか生態系保全の視点だけでなく、防災的にどれだけ強い地域づくりができるか、あるいはこの中で資源を最適に利用できるのか。すなわち資源の問題と防災の問題と生物多様性の問題をうまく考える方向性が期待できます。先ほどモザイクという話がありましたけれども、ひとつひとつのエリアだけでなく、そのエリアがどんな風に結ばれているか、1つの言い方として生態系ネットワークという言い方もあるでしょうし、流域圏の中の水とか物質の循環という意味でのネットワークもあるでしょう。場合によってはその土地の保全だけでなく、循環している水、土砂、物質等のマネジメントも、自然再生の大きな戦略となる。その土地を保全したり、一度改変されたものを改善するだけでなく、物質の流れ、水の流れ、土砂の流れ、場合によっては生物の流れなど、ネットワークの方を改善・リハビリをしてやるといったことも自然再生の戦略に入ってくるのではないかと思います。そういう視点からいうと、先ほど吉田委員がおっしゃったように、流域圏や複数の流域圏を含めたような何らかのエリアを想定した1つのマスタープランみたいなものが重要だと思います。

【鈴木委員】

進士委員長や辻本委員も仰っていましたが、今回の改正で基本方針の内容は膨れ上がる一方です。この参考資料の新旧対照表で、新しい改正案では1(2)のキ、ク、ケが増えてるんですね。つまり現状は自然再生を始めてだいぶ経ってこういう状況であるから新たにこういうところを追加したというのが重み付けで、私を感じるにはその重み付け自体は色んなものが進んでいる状況でそれに対応しようとしたこと、人との関わりを従前以上に重視し取り入れたということが感じられた。そういうことが全体の流れの中で分かるようにしていただけると分かりやすい。つまり重み付けが重たいものと各論を連想させるものも同次元で扱われているので混乱してしまいます。そこで2点ほど意見を申し上げます。1点は、資料6の5ページにあります紫字の文書で、災害にも「強い」と持続可能な社会の「強い」という言葉について、普通はレジリエント、レジスタンスとリカバリーをイメージした言葉があります。強いという言葉は、なんとなく津波怖いからコンクリートで固めて強いんだというストロングのイメージです。絶対安全を連想させる災害に強いという言葉からレジリエントは連想できず、自然再生とは距離的に遠い言葉じゃないかと思いません。もう1点気になることは、些細なことなんですけど、コンセプトとボトムアップの話が同次元的に書かれている点です。ある文書はどこかを連想して書いていて、ある文書はコンセプトでオールジャパンで書いてある。そこが交錯しているものですから読みにくいと

思います。どこかで連想してあるのはマニュアルで、基本方針には本来書くべきではないと感じました。7ページの赤字の下から5行目に、必要に応じて有識者などを活用してという発想は完全にマニュアルですね。チェック機能を伴うというようなコンセプトで記述すれば良いのであって、マニュアルを書くことはない。コンセプトとマニュアルをはっきりと峻別していただきたい。どれも良い提案だと思うので、是非お願いしたい。

【進士委員長】

ありがとうございました。3人の先生方へのお答えをお願いします。

【環境省自然環境局自然環境計画課係長（正野）】

まず、皆様のご意見に共通していました、基本方針を追加する時は文書の構成を考え、読みやすい文書にするということは次回に向けてやっていきたいと思います。

また、広田先生からいただいたご意見について、農水省の施策として今回、あえて特記はしていませんが、農水省生物多様性戦略の概念などは色々なところに散りばめられています。

【農水省農林水産省大臣官房環境政策課課長補佐（畠沢）】

補足させていただきます。今回の自然再生基本方針の見直しに関しては、国家戦略2012-2020策定の前に、農林水産省では農林水産省生物多様性戦略を作成しております。その中では生物多様性の保全や生態系の保全に配慮した農林水産業の推進という戦略を立てており、この戦略に基づいた基本的な考え方を今回の見直しに入れさせていただいております。先生方がおっしゃるように、農林水産業は1~8のどのポイントにおいても密接に関係しております。自然再生において農林水産業は重要なポイントだと考えておまして、決して施策がないというわけではございませんので、今後も文言についてはポイント7だけでなく、それぞれのところで検討して参ります。

それともう一点、先ほど進士先生、吉田先生、広田先生がおっしゃったように、里地と里山をセットで考えること、流域で考えることは非常に重要と考えておまして、環境省で行っております里地里山検討委員会でもお話が出ていますが、農林水産省内でも農村振興局や林野庁等、様々な部署と里地里山の扱いについて検討しております。以上でございます。

【環境省自然環境局自然環境計画課係長（正野）】

次に、辻本先生からいただいたご意見で、フレームワークについても分かりやすい説明資料の作成も取り組んでいきたいと思います。

また、鈴木先生がおっしゃるように、具体的な地区をイメージしているものと、一般論が混ざっているところがありますので、整理して見やすい資料にしたいと思います。

【進士委員長】

先生方、いまのお答えでよろしいでしょうか。

【広田委員】

里山や里山イニシアチブの言葉がまったく書かれていない件については。

【環境省自然環境局自然環境計画課係長（正野）】

里山に関しましては非常に活発な動きがありますので、検討していきたいと思います。

【農林水産省大臣官房環境政策課課長補佐（畠沢）】

里山イニシアチブにつきましては先般、SATOYAMA イニシアチブ推進ネットワークが発足しまして、環境省、農林水産省もメンバーに入り今後活動していくことになっています。

【進士委員長】

私は農水省等ともこれまで色々お付き合いしてきて、生物多様性や自然再生、都市との交流や対流に関しても一生懸命頑張っているのは分かるんだけど、広田さんが言ったように、農学は生産主義だから優良農地という概念が根強いんだね。それに対応するには優良農地の定義をひっくり返すわけにはいかないけれど、棚田やその他を不良農地と思われたら困るので、環境農地とか新しいコンセプトを作ったらどうでしょうか。国交省では都市地域の農地を生産緑地として、都市的概念の中に重要な自然として位置づけている。同じように、生産主義の農水省の中でも、環境をメインにした別の意味で重要な農地という位置づけにすると一歩前進すると思います。

【農林水産省大臣官房環境政策課課長補佐（畠沢）】

おっしゃるようになかなか難しい点でございます。今の農業政策においては環境を考えた農業、生物多様性に配慮した農業抜きには考えられないというコンセプトでやっていますので、十分理解しているつもりです。

【進士委員長】

大きな組織だから、分かってない人もいるんだね。両方大事という方向にしていくためにキーワードを作る等するといいと思います。
では近藤委員から。

【近藤委員】

私もポイント 7 とポイント 8 に対してコメントします。各省の施策の反映というところ

でその上位としての法で、海洋基本法というものができました。海洋基本法の基本計画では沿岸域が非常に重要という位置づけになっていて、環境保護の立場と海岸保全という考え方の中で謳われています。海洋基本法の中では、今では自然エネルギーと国土保全といった防衛的な意味合いの方が強くて、沿岸域の話はほとんど飛んでしまっている状況です。林野庁の海岸保安林の話と国土交通省の海岸法の整合性をとっていただきたい。海岸法が改正され国土保全と環境の良好な整備や一般の人々の利用についてといった環境、国土保全の 3 つの視点ができたわけです。侵食海岸に対して海岸再生、砂浜再生が非常に重要な要素なだけども、林野庁の海岸保全林をもう少し利用と環境の側面で見直し整合性をとる必要があると思います。環境省の自然再生基本方針に入れていただくと、きっかけになるかもしれないと思っています。もう一つは、海岸法の中で、実は自然生態系の防災と減災も含めて総合的な土砂管理という話があります。実際に土砂管理は先ほどの流域圏の話にも関わっていて、ダムから河川流域で発生する土砂が堆積傾向で問題になっていますけれども、総合的な土砂管理の中で海岸侵食を整備していくという考え方も十分出来て、これは実際神奈川県と千葉県が取り組みつつあり、神奈川県は昭和 20 年から具体的にやっています。海洋基本法と海岸保安林の中において、利用と環境の側面を強化し、より良いものとして欲しい。また、関連する内容については自然再生基本方針に加えることも検討して欲しい。

それからポイント 8 の自然再生の果たす役割で景観の話のところでは、防災に関わるという話をしていただきたい。ただ美しいだけでなく、棚田は水源管理や土砂流出防止にも関係しています。生産性の高いところではないので、美しいだけでなく防災減災の点を加えると効果的に働くのではないかと思います。以上です。

【大和田委員】

ポイント 8 について、前回の会議で話題になった風流を育む自然環境のところは、なかなかいい表現になっていてほっとしたところです。花鳥風月や花見、蛍狩り、月見、紅葉狩り、雪見等の文化や、野焼きなどの維持管理手法、伝統的な食文化という言葉が出てきて、非常に良かったなと思います。先ほど里山が国際語になっているというお話がありましたが、いまの近藤先生のお話に関連して、里海も国際語になっているんですね。瀬戸内海海域の大学の研究者が随分頑張って国際語にしたと私は評価しています。有明海の天草市の漁業者が必要以上に取らないように、素潜りで漁をやっているんですが、テレビでは海の里山と呼ばれ残念でした。里海という言葉も広まれば良いと思います。

【近藤委員】

国交省ではすでに里海とか里浜という言葉を使っているんですが、なかなか一般に普及していないですね。里山だけ普及しています。

【大和田委員】

あと今日は豊岡のコウノトリの話が大分出てきましたね。情報としてお流ししますと、日本野鳥の会の熊本市部の電子ネットワークによりますと、暮れから正月にかけてコウノトリ 2 羽が熊本県の八代の田んぼに来て一生懸命採餌していたとのこと。あの辺にはコウノトリが喜んで食べるような小動物がいるんだと思うと、私どもは嬉しく思っていました。

【池谷委員】

今日は基本方針の見直しということで、基本的なところをきちんと抑えておく必要があります。持続可能な国をどう作るかという国際的な要望があり、持続可能な国を作るために自然再生が必要なわけです。生態系サービスがなければ人間は生きていけないし、経済・社会は成り立たないわけですから、その辺のことをきちんと基本方針で言うておく必要があると思います。大きい自然再生、小さい自然再生等がありますが、基本的には国は国の自然再生として少なくとも数 100 ヘクタール規模で行い、あとは県市町村が小さい範囲でやるといったその辺の区分けが必要だろうと思います。それとともに各省庁との関係ですね。特に国土交通省の河川の自然再生に関して、私は河川の委員もやっていますが、河川区域の中だけなので非常に小さい話なんです。本当はそうじゃなくて、河川を蛇行させなければいけない、できないのはなぜか、そこに農地があるからです。耕作されていない農地は現在 40 万ヘクタールもあるわけで、国がやらなければいけない。つまり省庁を越えて行わなければいけないが、それができていないんです。省庁を越えないと本当の自然再生は出来ません。私は道路関係の委員もやっていますが、圏央道を作るとなると、わずかに残っているオオタカの生息域の森のど真ん中を平然と選ぶんです。アセスもやるんですが、ミティゲーションができていないために、開発が優先する現状があちこちに残っているわけです。この辺りも大きな問題があり、根本的なところを抑えないとなかなか進まない。

農林水産省についても、個々の問題では生物多様性を考えていることは承知していますが、最大の問題は 40 万ヘクタールもある耕作していない農地をどうするのか。FTA、TPP という流れの中で、これからもっとそういった農地が増える可能性があるんで、根本的にどうするのか議論する必要がある。これだけ自然を破壊してしまった国全体が自然を取り戻すためには、大きな話をしないと戻っていかないと思います。あとは根本的に文科省の環境教育は教科としてやらないといけません。人間は、生存基盤を自ら破壊してきたわけで、それをどう取り戻すかという重大な問題を抱えているわけです。国民のひとりひとりが、これまでの生き方は違っていたということを教育の中でやる必要があると思います。

【進士委員長】

ありがとうございます。

【環境省自然環境局自然環境計画課係長（正野）】

近藤先生の海洋法に関する点は、私だけの権限で言えることではないので、担当と相談し必要に応じて入れていくことを検討していきます。

大和田先生、お褒めいただきありがとうございます。日本学術会議でも色々と指摘をいただいて、案文を練ったところでございます。

池谷先生、非常に大きなご意見だと思います。この場で私レベルが回答できるようなところはなかなかないのですが、生態系サービスがないと我々人間も企業も生きていけない、持続可能ではないというところはごもっともだと思います。そこについて、基本方針で自然再生の大切さを国民の皆様知ってもらうということが大事だと思います。自然再生推進法は3省連携の法ですので、農水省、国交省、文科省との連携を図り、各省の施策等、様々な情報交換をしていきたいと思っております。

【進士委員長】

ひととおり委員からの意見を終えましたが、折角だから各省の担当者からコメントがございましたらどうぞ。質問のお答えだけでなく、日頃思っていることやアピールしたいことでもいいですよ。

【文科省生涯学習政策局社会教育課専門官（合田）】

では2点申し上げます。1点目、環境教育の教科化については、環境教育の大きな論点になっていることは承知しております。ご存知だと思いますけれども、あくまで現在の考え方で、学校の色々な教科の中でトータルでやっていくという形で進めておまして、環境省環境教育推進室が当省と連携しながら、いわゆる算数理科社会の科目の世界と、環境の色々なジャンルの世界をどうマッチングしていくかのマップを作ったり、それに基づくプログラムを作成したりしています。また、環境教育に関する教員や指導者の研修等も強化しています。その上で、教科化の問題は大きな論点として、引き続き検討課題だと思っております。もう1つ、基本方針改定案の全体の中身が多いというお話があったかと思っております。コンパクトにまとめられるよう環境省と相談していきたいと思っております。

【国交省総合政策局環境政策課課長補佐（池田）】

国交省では河川や緑地、海岸など、様々な関わりがありまして、今日もこの場で様々な意見をいただきましたので、それを踏まえながら今後も進めていきたいと思っております。実は国交省全体で、自然再生だけでなく地球温暖化も含めた環境行動計画というものを策定している途中でございまして、特に自然再生では生態系ネットワークの整備ですとか、河川では多自然川づくり、コウノトリの話等、我々の施策の中に自然再生を目的とするものが多数ございます。本日先生方からご意見をいただいて、施策の整理をするとともに現場で

引き続き積極的に進めていけるよう、我々の中の意識を盛り上げていく必要があるのではないかと個人的に感じました。引き続き自然再生、自然共生の取組を進めていきたいので、ご指導いただければと思います。ありがとうございました。

【農林水産省大臣官房環境政策課課長補佐（畠沢）】

先ほども申し上げましたけれども、今回ポイント1～8までのすべてに農林水産省が関わっていると感じておりますので、自然再生にあたっては、農林水産業を実施する地元の方々の意見を聞きながら、対応する必要があると思っております。また里地・里山・里海の話がございました。まさに農林水産省では里山から里地、里海を一帯の流域として考えていくことを重要視しております。今後とも宜しくお願いいたします。

【環境省自然環境局自然環境計画課課長（亀澤）】

本日大変長い時間ではございましたが、貴重なご意見をいただきありがとうございます。最初に進士先生からご指摘があったように、全体を大きく見るという姿勢をもう一度取り戻してみたいと思います。前回の基本方針の見直し以降、COP10が愛知県名古屋市で開催されたり、東日本大震災が起こったりと、大変大きな動きがありましたので、この大きな流れを見直しの中で大きく見て、反映できるようにしていきたいと思います。具体的な事項も必要とは思いますが、どんどん細かくすることによって、先生からご指摘いただいたようにマニュアルに陥らないような形で、あくまで基本方針として、今後の自然再生の方向性を捉え、まさに基本となるようにしていきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

【進士委員長】

この法律ができた時、自然再生という考え方そのものが不確かだったので、マニュアル的なものまで配慮しないとよく分からなかったということは事実なんですね。見直しを重ねながらやっているとだんだん充実はするんだけど、全体が分かりにくくなるので、途中で1回切り直し、植物で言うと剪定をしなければいけない。そのタイミングを今回とするか次回とするかですね。それこそ方針だから国からのメッセージと、国と自治体、各省の自覚というか責任、骨格がいるね。五箇条の御誓文じゃないけど、大臣だって五箇条くらい頭に入っているというのがいいかもしれませんね。そういう風なものがある方が、意外と政治家を動かせるかもしれないと思いました。そういう意味でひと工夫する必要があるかもしれませんね。どうぞ宜しくお願いいたします。